

板橋区地域生活支援拠点等の整備に関する事前調査 (回答のまとめ)

**1 板橋区で地域生活支援拠点等の整備をしていくために、どのような課題がありますか。具体的なご意見をご記入ください。**

佐々木委員

- (1) 地域で暮らしていくために、困った時、迷う時に「どこに」「どんなことを」相談していけるのか、具体的な方策を考えていけるのかを、もっと知ってもらえるようにする。
- (2) 障がいをもった方が、乳児→幼児→児童→生徒→成人→高齢者等の段階に合ったサービスが受けられるようにする (より本人たちの意思が盛り込まれたサービスが受けられるようにする)。

清水委員

- (3) 大田区のような「面的整備型」地域支援拠点を整備する際には、基幹相談支援センターが中心となりますが、現在の板橋区では、基幹相談支援センターの規模が小さく、体制も弱いように思います。
- (4) 緊急時の受入れ施設が必要になりますが、各障がい別にも受入先が少ない、または、ないように思います。特に、精神障がい対象となるショートステイなどの施設がありません。

米山委員

- (5) 発達障がい児が不登校に始まり、社会的引きこもりに発展する例は少なくないが、小・中・高校~成人までの切れ目のない連携した支援が受けられていない。
- (6) 身体 (要医療的ケア重症心身障がいを含む)・知的・精神障がい者の通所受入先が不足している。
- (7) 発達障がいの 1 つ「学習障がい」への学習支援と、成人期の困難な就労先での理解と支援不足。
- (8) 学齢児から成人までの相談支援機関が不足し、さらに普通高校や大学・専門学校を卒業した、発達障がい児者への就労・自立支援が不足。
- (9) 個々の障がい特性に応じられる障がい者就労支援施設の不足。  
(心身障害児総合医療療育センター内、就労 A コンビニ「ポプラ」スタッフからの意見)

本山委員

- (10) 援助を必要とする人を地域の構成員として受け入れ、支えていくという地域住民の意識の醸成
- (11) プラットホーム型総合相談の場の構築

①ワンストップで即座に支援と結びつく相談窓口の構築

②生活支援事業の充実

ア 日中の社会生活支援の場の拡充と同時に、一人暮らしやグループホーム等の生活の場の充実が求められる。

イ 24時間対応の緊急支援体制

**2 上記1の課題を解決するには、どのようなことをすればよいと考えますか。具体的なご意見をご記入ください。**

佐々木委員

- (1) 冊子「障がい者のしおり」は情報量が多い。簡単に1枚にまとめたものを作って、どこに相談(まず一報)したらよいか分かるものを作成する。
- (2) 障がいをもっている子をどのように育てていったらよいか、どんな施設があるのか、また学校はどこにあるのか分かるものがほしい。
- (3) 人材育成という面で、専門的知識がより必要になる都立学校としては、障がいに係る障がい別の専門的知識や支援の手立てなどをアドバイス出来るので、相談機関機能を充実させる意味でも声をかけてほしい。
- (4) 生まれた時から、福祉・教育・医療からの支援が見てすぐわかるものを個人がもっているとよい。形式を同じにすることは無理なので、個人のファイルなどを区で配布して、そのファイルの中に必要な書類を入れて保管してもらおう(生涯にわたっての支援が切れないようにする工夫)。

清水委員

- (5) 基幹相談支援センターの規模の拡大、または設置個所を3か所にしていく。職員体制も増員する。
- (6) ショートステイや、24時間対応の相談や受入施設を新たに設置する。

米山委員

- (7) 発達障がい児・者の不登校～社会的引きこもりへの縦横連携のあるサポート体制作り  
(例)「精神障害者アウトリーチ事業」での発達障がい者の支援の展開を図る(従来この事業に「発達障がい者」が対象となるのが少ないため、発達障がいを熟知したスタッフが参加し、精神保健・福祉・医療との連携を充実させる)。
- (8) 身体・知的・精神障がい者の通所受入先の拡大・切れ目のない支援、専門的な支援の提供。

「医療的ケア」の必要な障がい者の受入れ可能な通所・短期入所施設を増やす。板橋区医師会在宅チーム等との連携による、さらに精神科医療との連携により、薬物療法相談や病院空床利用による家族のレスパイトの時間・空間の提供充実を図る。

- (9) 「学習障害」に対する教育現場での学習・就労先での特性に配慮した支援の充実を大学（例 提供大学LD支援センター）などと共同した支援（支援者への研修・啓発を含む）の提供。
- (10) 発達障がい者支援センター機能の充実（小児期：子ども発達支援センターと板橋区児童相談所機能（療育手帳発行や発達相談）、教育支援センターとの連携の強化、成人期：発達障がい者支援センターの連携を強化し、小児期から成人への有機的な支援の移行を図る。
- (11) 障がい者就労支援施設の充実、特に就労支援A型施設による、実践的な就労訓練ができるため、その事業・事業所への支援があると、本人の障がい特性にマッチしたきめ細かな就労支援が展開できる可能性があります。（就労A コンビニ「ポプラ」スタッフからの意見）

#### 本山委員

- (12) 学校教育・社会教育と連携した障がい理解教育・啓発活動の充実
  - ① 目指すは、障がい理解が一般常識となる社会
    - ア 気が付いていなかっただけで、障がいは実際は身近にあるものと言うことに気付かせる機会の充実。
    - イ 様々な障がいの実態を知る機会の充実。
- (13) 総合相談窓口の設置
  - ① 総合相談センターの設置
    - ア 区立障がい者支援センターの相談機能・地域生活支援事業を拡大する。
      - ・場所も広くする。
      - ・現行の相談機能に上乗せして既存の縦割り（医療、福祉、教育、居住地域、障がい別、年齢別等）の支援事業（フォーマル、インフォーマルを問わず）を重層的に利用し、ひとり一人の個性に合った支援先と、ある程度の時間経過を予測して、支援先を示唆できる専門人材の養成と確保。
      - ・上記の専門人材としてピアの人たちは、うってつけの人材であることから、総合相談窓口には、ピアの人たちが多く関わるのが望ましい。
  - ② 生活支援事業
    - ア 障がい者の日中活動の場はある程度充実してきたが、グループホームや独居の生活訓練の場や緊急一時保護施設の整備は遅れている。

生活訓練の場は、東京都練馬障害者支援ホームとの連携も考えられるが、グループホームに併設するなどして過渡的に利用できる独自の生活訓練の場や緊急に一時利用できる居室の整備が求められる。

③ 24時間対応の緊急支援体制

ア 上記生活支援事業が整備されれば24時間の対応も見えてくるが、病院・介護保険事業所・グループホームとの連携によって、24時間の緊急対応を模索する。

## 板橋区地域生活支援拠点等の整備に関する事前調査

板橋区地域自立支援協議会  
相談支援部会長 中山 眞知子

### 1. 24時間相談支援

- ①24時間相談体制構築
  - ・夜間対応のみの相談支援機関の創設。区の機関が区の施設で行う事が望ましい（直営か委託）。権限をどこまで移譲できるかが課題。
  - ・日中に関しては、基幹相談支援センターがその役割を担う（3福祉事務所管内に1か所必要）。
  - ・設置場所・人員配置・勤務等で課題あり。
- ②利用対象者の設定
  - ・基本的に相談支援は事前登録制とする（特に夜間緊急対応は、リスク管理上、情報をあらかじめ持っていないと難しい）。
  - ・相談が頻回とならぬような設定を行う（重度障がい者、介護者が高齢等を対象者とする等）。
  - ・精神症状等に起因する相談を対象としない。→地域定着支援や医療による窓口で支援する。

### 2. 体験の機会・場

- ①一人暮らし・グループホーム等の体験ができる支援体制の構築
  - ・既存の協力施設に設置→空床確保が課題（委託・人員・費用）
- ②重度障がい者や医療的ケアが必要な障がい者の受け入れができるグループホームや短期入所の整備
  - ・医療ケアを行うスタッフの配置と医師との連携（委託・人員・費用）

### 3. 緊急時の受入・対応

- ①24時間相談支援体制
  - ・1. ①の構築、および2. ②の体制整備
- ②緊急受け入れができる事業所の確保
  - ・入所施設や短期入所施設等への委託、重度者の対応
  - ・見つからない場合は一時待機できる場の確保：地域生活支援拠点にその機能付帯
  - ・赤塚ホームの機能見直し
- ③緊急時に対応する支援員の対応
  - ・支援拠点に配置か協力入所施設に委託
- ④介護保険対象者への支援・地域包括支援センター等との連携

### 4. 専門的人材の確保・養成

- ①地域生活支援拠点のコーディネーターの配置・・・社会福祉士等の複数確保
- ②相談支援員当の支援向上・基幹相談支援センターを中心に推進。事業所連絡会と連携。

### 5. 地域の体制づくり

- ①地域支援拠点の設置・コーディネーターの配置
- ②面的整備、関係機関との連携強化・協力機関を拡大。特に介護分野で進められている地域包括ケアシステムとの連携。

※全般的に、人件費、委託費、費用負担等の費用が検討課題

※板橋区立障がい者福祉センターの大規模改修時に緊急受け入れ・体験の場の設置

板橋区地域生活支援拠点等の整備に関する事前調査 回答

平成29年1月

板橋区ともに生きる福祉連絡会 永島弘子

板橋区の福祉政策理念 人権を守り、障がい者も区民として「生きる」保障をする。

[事業目的]

- ・ 障がい当事者の重度化、高齢化および「親亡き後」ではなく「親あるうち」に、区民としての人権が保障された地域での暮らしが続けられるよう、相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れ対応、専門性の向上・人材育成、地域の体制づくりの機能を持つ地域生活支援拠点等の整備を図る。
- ・ (仮称) 障がい者総合福祉センター  
事業目的を達成するため、障害者基幹相談支援事業部門を含む必要な事業を実施する役割を持つ(仮称) 障がい者総合福祉センターを運営し、区内にある既存の福祉施策と有機的に連携し、また、未整備部門を充実し、板橋区内の地域生活支援事業を面的に整備する。

※ (仮称) 障がい者総合福祉センターの設置場所は、大山地区開発計画や区役所周辺開発計画等との調整を図り、板橋福祉事務所と密接な関係が取れる場所とする。  
現在ある高島平の障がい者センターは志村福祉事務所管轄の地域とし、赤塚福祉事務所管轄も順次整備するものとする。

#### [基幹相談支援事業部門の内容の充実]

- ・ 障がい者人口、地域特性に対応した人員の配置
- ・ 人材育成のためのスーパーバイザーの確保並びに有機的な研修を実施し、福祉人材不足を解消する。
- ・ 困難事例、高齢化による介護保険制度との併用、医療、就労等との複合困難事例が増加することが見込まれる。対応するための人材確保が必要。

#### [多機能型地域生活支援拠点の整備]

- ・ 全面改築となる区立障がい者福祉センター（高島平福祉園を併設）を板橋区内の多機能型地域生活支援拠点と位置づけ、現高島平福祉園の事業内容に加え、（仮称）障がい者総合福祉センター高島平分室の機能および宿泊型自立生活部門（ショートステイ機能を持たせた利用枠を設定する）を設置し、拠点の整備をする。

#### [居住の場]

- ・ 都営・区営等公共住宅も含め、持ち家、賃貸住宅に係わらず、家族と同居の暮らしや障がい者本人のみの暮らしが継続可能となる多種類の福祉サービス利用の支給を確保していくこと。

人権保障の理念に鑑み、家族による介護ができなくなった場合も、即、入居施設への移行や空き待ちの3ヶ月期限のショートステイたらい回し、病院への社会的入院と限定された選択肢がない現在の状況を回避することが必要。

- ・ グループホームでの生活を希望する障がい者への施策  
精神障がい者、発達障がい者のグループホームは？

知的障がい者対象の現存のグループホームでは定員に空きがあるところもあるというが、国の報酬改定や都加算がなされた現時点においても重度障がい者に対応するための必要な夜勤体制が確保できないので、運営者側が求める障がい者と潜在的に希望する障がい者（無理だとあきらめて希望を出していない、あるいは、福祉制度利用を知らない人たち）との乖離がある。

重度障がい者や肢体不自由を伴う重複障がい者を対象とするグループホームの開設。

医療が必要になった時の支援体制と常時医療を必要とする障がい者のグループホームの必要性。

#### [宿泊型自立訓練]

- ・ 体験宿泊訓練事業（補助金にて区の事業として行っている事業）の事業見直し  
障がい者本人の状況に添った実施内容の訓練プログラムを組むこと  
訓練プログラムに対応するための必要な職員配置の保障
- ・ 共同生活援助（グループホーム）体験型開設への支援  
グループホーム利用希望者が体験利用を活用し、グループホームや自立した地域生活への意向を行いやすくする。  
体験時利用居室等施設整備、職員加配への補助上乗せ

#### [緊急時の受け入れ]

- ・ 緊急理由発生時の対応・・・当事者が日常利用している福祉サービス（例えば福祉園や作業所）が緊急対応することへの承認と評価をし、利用者本人の安全を保つ次の福祉サービス（例えばショートステイの利用、居宅へのヘルパー派遣等）へ繋げること。
- ・ ショートステイ  
板橋区立赤塚福祉園緊急一時保護  
イクトス（板橋区） 心身障害児総合医療療育センター（板橋区）  
あしたの音（板橋区） 東京都聴覚障害者支援センター（板橋区）  
サンライズ高島平（板橋区） 西の里（豊島区） etc  
施設空床型ショートステイ（府中療育センター 東大和療育センター）  
医療型ショートステイ（北療育医療センター 心身障害児総合医療療育センター  
武蔵野病院 竹川病院  
一般病院空床型ショートステイ
- ・ グループホーム型ショートステイ
- ・ 体験宿泊型ショートステイ
- ・ 通所生活介護施設活用型緊急ショートステイ
- ・ 児童養護施設活用型緊急ショートステイ
- ・ 在宅難病患者一時入院事業（ショートステイ・東京都）

[医 療]

- ・ 障害専門医療機関、近隣大学病院  
北療育医療センター 心身障害児総合医療療育センター 豊島病院  
駒込病院 日大病院 帝京病院 武蔵野病院 成増厚生病院
- ・ 板橋区医師会病院 地域開業医
- ・ 訪問医療 訪問看護
- ・ 訪問看護ステーション（介護保険制度ステーション）
- ・ 薬局（在宅者に薬のお届けサービス）（薬管理等サポートサービス）
  
- ・ 区立福祉園生活介護部門、民間生活介護部門にて、日中医療ケアが必要な利用者の受け入れと必要日数の通所保障  
（通所への送迎体制の保障も含む。）